

中間とりまとめにおける対応状況

令和7年12月24日

「第4回水際検疫の強化に向けた検討会」

農林水産省

消費・安全局

「水際検疫の強化に向けた検討会」中間とりまとめ概要 (令和7年6月4日公表)

- 我が国の農林水産業の生産基盤を破壊し、食料の安定供給を脅かす、家畜伝染病や病害虫の侵入リスクがかつてないほどに増大する中、訪日・在留外国人の増加等の新たな課題に対処するため、動植物検疫の体制の見直しに向け、以下の検討が必要。

1 日本に持ち込ませないための水際検疫体制の強化

(1) CIQ関係行政機関や航空会社等との連携強化

- ① 反復・組織的な持込みの阻止に向けた、CIQ関係行政機関との緊密な連携の下での、事前旅客情報等を活用した、違反常習者を確実に検査できる体制の整備。
- ② 航空会社や在外公館等との連携による、出国前広報も含めた水際検疫制度のより効果的な周知広報の実施。

(2) 先端技術等の活用による効果的な検査体制の構築

- ① 国際郵便におけるAIを活用したX線画像解析等の新たな検査技術の導入。
- ② 空港の24時間化に伴い、より機動的に動植物検疫を行うための、動植物検疫探知犬の育成・運用方法の見直し。

(3) 動植物検疫制度の周知徹底

- ① 関係行政機関と連携した、在留外国人の地域コミュニティに対する注意喚起。
- ② 動植物検疫の食料安全保障上の重要性への理解醸成を通じた、一般旅客の渡航先からの輸入禁止品の持込防止。

2 輸入禁止品に係る国内対応の取締強化

家畜防疫官への、外国食材店等への立入検査及び輸入禁止品が確認された場合の廃棄に係る権限の付与等、警察との連携を含む実効性のある対応を可能とする、家畜伝染病予防法の改正。

ASF（アフリカ豚熱）の対応強化に係る関係省庁申合せ

課題・経緯

- ・平成31年、中国から持ち込まれた肉製品から**ASFウイルスを検出**。「ASF侵入防止策の強化について（平成31年4月関係省庁申合せ）」に基づき、**関係省庁一体となって、水際対策を実施**。
- ・昨年、違法に持ち込まれた疑いのある、**外国食材店の肉製品から、ASFウイルス遺伝子（感染力なし）を検出**。
- ・これを受け、農林水産省では、本年3月から、専門家からなる「**水際検疫の強化に向けた検討会**」を開催。6月4日に、**①関係行政機関や航空会社等との連携強化、②制度の周知徹底、③効果的な検査体制の構築、④輸入禁止品に係る国内対応の取組み強化等の提言を公表**。

提言を受けた農水省の対応

- ・**家畜伝染病予防法を改正し、外国食材店等への立入検査権限や、違反畜産物が確認された場合の廃棄に係る権限を家畜防疫官に付与し、違反畜産物の流通に対処**。
- ・対象者の属性を踏まえた、違法持込みに対する抑止効果の高い**広報の推進**。

各省の協力を得て実施することが必要な事項

○水際での摘発強化

- ・違反者のデータベースや事前旅客情報等を積極的に活用した、反復して違反品を持ち込む者の携帯品の確実な検査の実施【出入国在留管理庁、財務省】
- ・AIを活用したX線画像解析技術の開発など、先端技術の実証・検討【総務省、財務省】

○広報活動の強化

- ・航空会社等を通じた旅客への周知徹底【国土交通省】
- ・在留外国人及びそのコミュニティ等に対する広報の充実【総務省、出入国在留管理庁、外務省、厚生労働省、文部科学省】



◆ASFに感染した豚



◆ASFウイルス遺伝子が検出された品

ASF侵入防止を図るため、関係省庁申合せを行い、政府一体となって対応を進める

C I Q 関係行政機関や航空会社等との連携強化

- ① 反復・組織的な持込みの阻止に向けた、C I Q 関係行政機関との緊密な連携の下での、事前旅客情報等を活用した、違反常習者を確実に検査できる体制の整備
- ② 航空会社や在外公館等との連携による、出国前広報も含めた水際検疫制度のより効果的な周知広報の実施

① 違反常習者の検査体制の整備

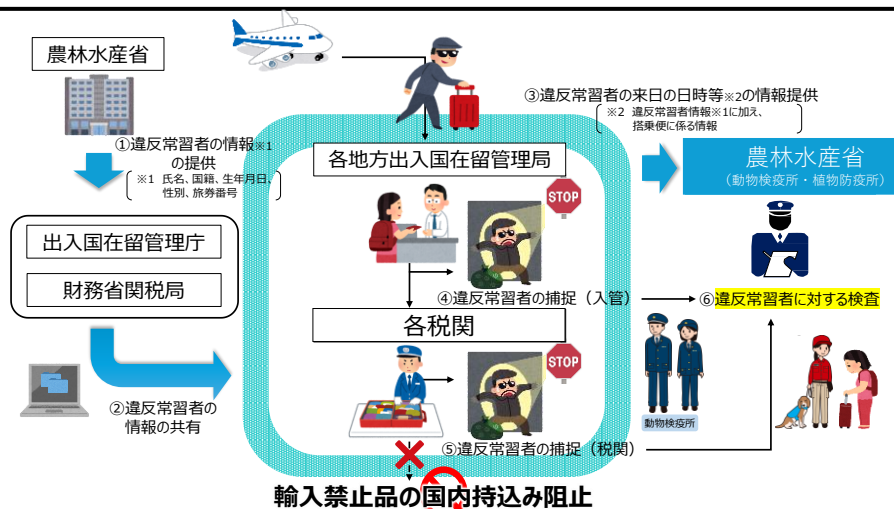
- 入管・税関と動物検疫所・植物防疫所で連携を深め、違反歴のある者の情報を共有し、入国時に確実に検査できる体制を強化。

② 航空会社等との連携による水際検疫の周知

- 中華圏の大型連休（国慶節・中秋節）にあわせ、国土交通省を通じて航空会社等に対し、例文を示して、機内等での水際検疫の周知を依頼。
- 動植物検疫を紹介するためのメディア向けアナウンスメントの作成。

③ 国際協調

- 8月に開催された日中韓農業大臣会合において、アフリカ豚熱等のまん延に対抗するため、三国間の首席獣医官会合の定期的な開催を合意。



航空会社及び船舶会社に対して示したアナウンス例文

農林水産省動物検疫所・植物防疫所よりお知らせです。
 海外からハム、ソーセージなどの畜産物や、果物、切り花、種子などの植物を日本に持ち込むことはできません。機内食も持ち帰ることはできませんので、食べ残しなどを持って降りないようにお願いします。

税関検査を受ける前に、畜産物をお持ちの方は、「動物検疫カウンター」に、植物をお持ちの方は「植物検疫カウンター」にお立ち寄りください。

畜産物や植物を違法に持ち込んだ場合、法律により3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金、法人の場合は5000万円以下の罰金が科せられる可能性がありますので、ご注意ください。

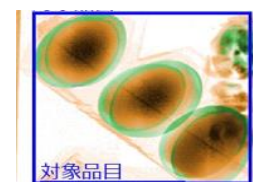
なお、輸入できない畜産物を持っている場合、入国が認められないことがあります。アジアをはじめ世界各地で発生しているアフリカ豚熱等の家畜の伝染病や、ミカンコミバエ種群などの病害虫を日本に侵入させないため、ご協力をお願いします。

先端技術等の活用による効果的な検査体制の構築

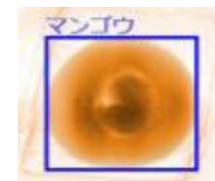
- ① 国際郵便におけるAIを活用したX線画像解析等の新たな検査技術の導入
- ② 空港の24時間化に伴い、より機動的に動植物検疫を行うための、動植物検疫探知犬の育成・運用方法の見直し

① 新たな検査技術の導入

- X線検査装置を通過した郵便物のX線画像をAIにより解析し、動植物検疫の検査対象品の有無を判定。
- 令和6年度から3年間の実施期間で国際郵便局への導入可否を判断するための研究事業を実施中。
- X線画像が撮られた郵便物の追跡バーコードを読み取ることで、AIによる判定結果を確認可能な仕組みを検討。



X線画像からAIで判定された卵



X線画像からAIで判定されたマンゴウ

② 動植物検疫探知犬の育成・運用方法の見直し

- 既存施設の改修工事を実施し、より適切な環境下で動植物検疫探知犬の育成及び訓練を実施することにより、輸入検査体制の維持・水際検疫の強化。【令和7年度補正 47百万】



動植物検疫制度の周知徹底

- ① 関係行政機関と連携した、在留外国人の地域コミュニティに対する注意喚起
- ② 動植物検疫の食料安全保障上の重要性への理解醸成を通じた、一般旅客の渡航先からの輸入禁止品の持込み防止

① 在留外国人の地域コミュニティに対する注意喚起

- 外国食材店や外国人を雇用している企業へ動植物検疫に関するチラシ等を送付し、動植物の違法持込みの禁止を周知。
- 動物検疫所ウェブサイトにて外国食材店向けページを新たに作成し、公表。

② 関係行政機関との連携

- 保健所に広報物を設置し、外国食材店の営業の許可、届出等を行う来所者に動物検疫制度を周知。
- 地方自治体と連携した在留外国人向けの広報（地方自治体のHPや広報誌等への情報掲載、ハローワークへの広報物設置等）

③ 食料安全保障上の重要性への理解醸成

- 消費者団体の協力を得て、水際検疫制度に関する消費者向けの公開講座を実施（10月9日）。

にく やさい くだもの てつぷ
肉、野菜、果物は、手続きせずに
外国から日本に持ってきてはいけません
だれ にほん おく
誰かに日本に送ってもらうのもいけません

くわしゅはこちら

シアンパン(畜肉) ネムユア やさい くだもの

にほん おく
日本に持ってきたら、法律(家畜伝染病予防法・植物防疫法)により

- 持ってきたものは捨てられます
- 警察に捕まります

300万円までの罰金や、
3年まで刑務所に入れられる
ことがあります

も ぬん えん ぼつ きん
持ってきたときは、外国から日本に送る前に
にく どうぶつけんえいしょ やさい くだもの しよくぼうえいしょ
肉は動物検疫所へ、野菜や果物は植物防疫所に相談してください

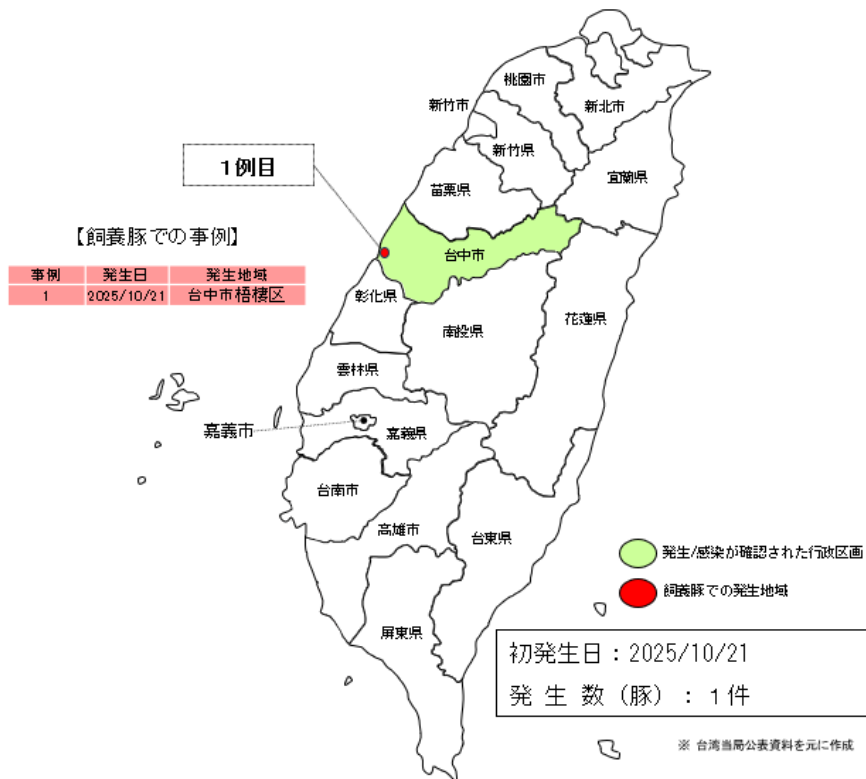
といあわせさき 動物検疫所 (肉) 植物防疫所 (野菜・果物) MAFF 農林水産省

アフリカ豚熱について（台湾での発生を受けた対応）

- 令和7年10月21日に台湾の飼養豚において発生。
- 本事例を踏まえ、10月24日より台湾からの全ての到着便に対し家畜防疫官を配置し、口頭質問の実施、検疫探知犬の出動回数を増やす等により、水際検疫を強化。
- くわえて、関係省庁に円滑な動物検疫への協力を依頼するほか、都道府県に対し国内防疫対策の再徹底を依頼。

台湾における発生状況

台湾におけるアフリカ豚熱の発生状況



空海港における水際対策の強化

- 台湾からの全ての到着便に対し家畜防疫官を配置し、口頭質問を積極的に実施
- 検疫探知犬の出動回数を増加
- 関係省庁に円滑な動物検疫への協力を依頼
- 外国人を雇用している企業に対し動物検疫について再周知
- 沖縄県等と協力し、防疫対策会議や空港での啓発キャンペーンを実施

国内防疫対策の再徹底

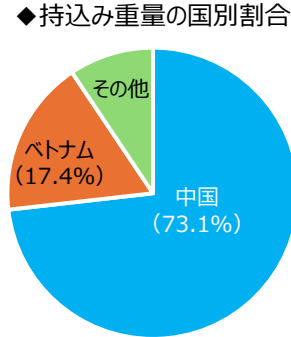
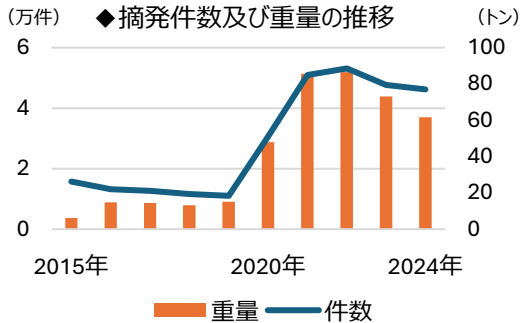
- 登山道やレジャー施設における靴底消毒の推進や、廃棄物管理の徹底による野生イノシシでの感染防止
- 飼養衛生管理基準の徹底などの農場における発生予防対策
- 万が一の国内侵入時に的確な初動を講じるため、計画策定、演習等による体制構築

増加する輸入禁止品に対応するための水際検疫の強化

- 令和元年頃から国際郵便による違反畜産物の摘発が増加し、現在も高止まり。
- 違反畜産物が含まれる国際郵便物の宛先が外国食材店であるケースも確認。
- 国内の外国食材店では、違法に輸入された疑いのある畜産物が販売されている事例も確認。

現状

○ 国際郵便による違反畜産物の摘発状況

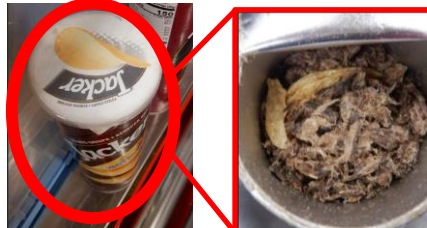


○ 郵便物検査における悪質事例

◆探知犬の発覚から逃れるため、ソーセージと一緒にタバコやコーンを同梱した事例



◆お菓子の容器にジャーキーを隠し、X線検査での発覚から逃れようとした事例



<①の事例>

<②の事例>



○ 違法輸入疑い品の販売事例

- ① 輸入禁止国の言語で表示されたパッケージの肉製品
- ② 輸入禁止の加熱不十分な肉製品

強化の方針

- 郵便物検査
 - ➔ AIを活用したX線画像解析の導入
- 違反畜産物の対応
 - ➔ 家伝法改正により以下を強化
 - ① 家畜防疫官の食材店への立入検査
 - ② 違反畜産物の廃棄
 - ③ 違反畜産物の販売禁止
 (3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金)



出典：Google Map

○ 空港手荷物検査の強化

- ➔ 入管・税関と旅客情報を共有し、効率的に違反常習者を捕捉